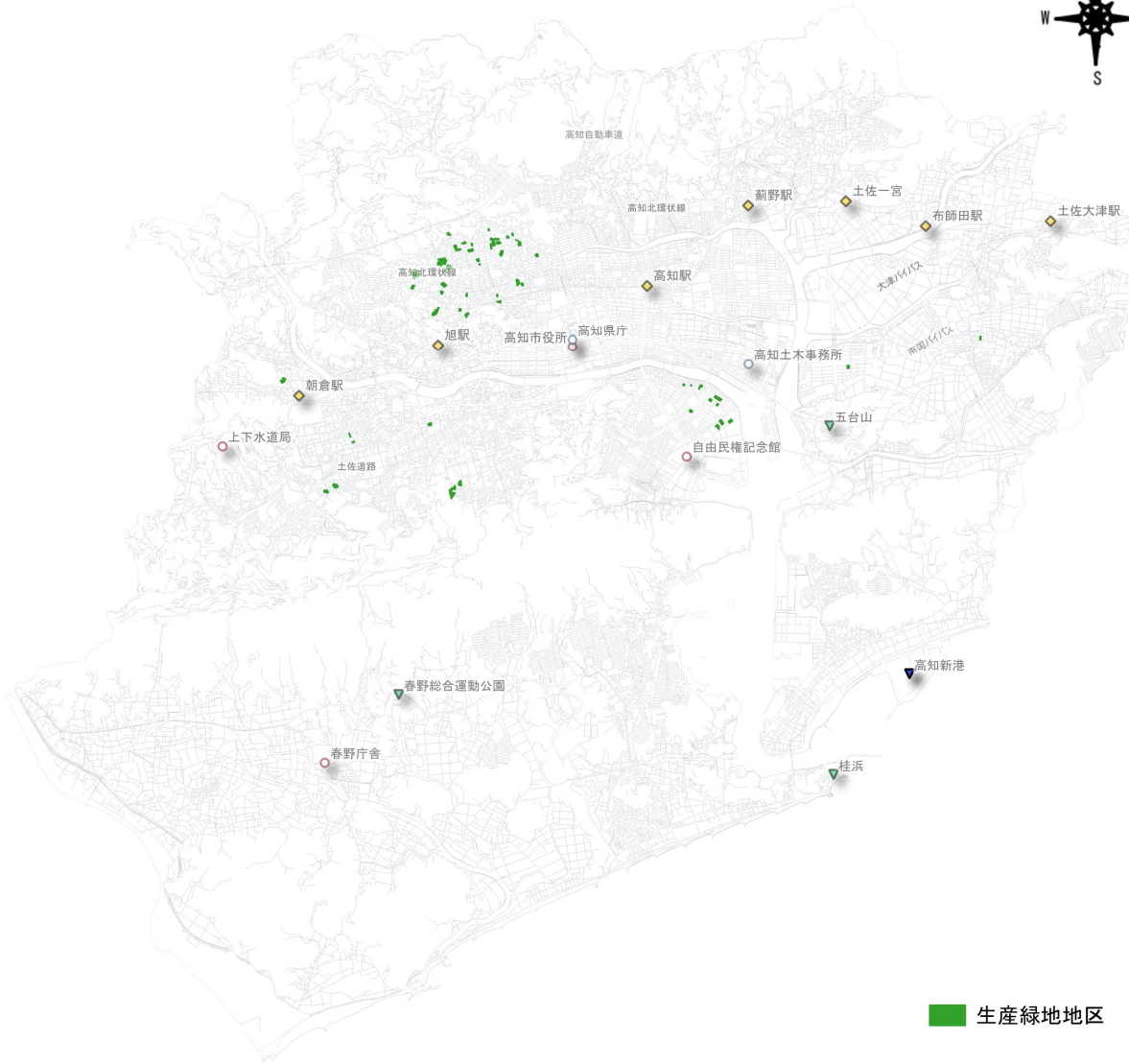


生産緑地地区

【全体図】



■ 生産緑地地区

《指定区域》

生産緑地地区 = 市街化区域内の指定された農地

※用途地域が指定されている地区内の農地

《生産緑地地区内に建築が可能なもの》

農地以外の利用ができない生産緑地地区ですが、次に掲げる施設で生活環境の悪化をもたらす恐れのないものについては、市長の許可を受けた後、建築を行うことができます。

- ・農作物出荷施設
- ・農作物の処理貯蔵のための共同利用施設
- ・農家レストラン
- ・農業生産資材の貯蔵保管施設
- ・農業従事者用の休憩施設
- ・農作物の直売所、加工所

《詳細について》

《お問い合わせ先》

高知市 生産緑地地区 検索

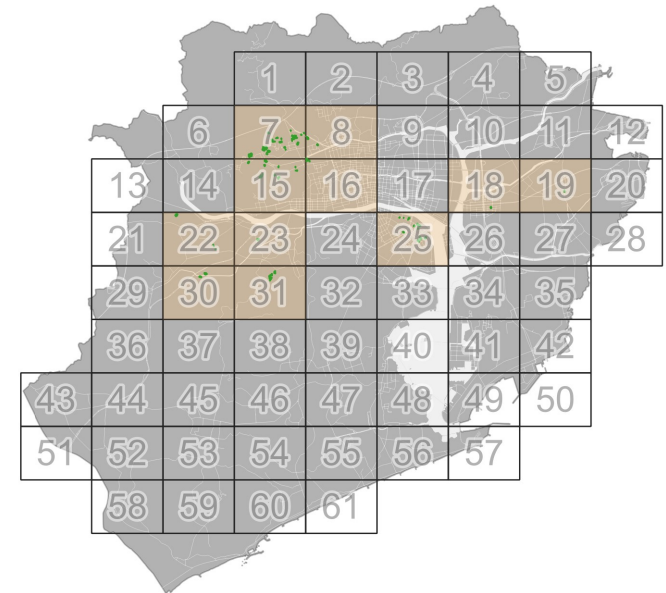


高知市都市計画課

☎ 088-823-9465

✉ kc-170200@city.kochi.lg.jp

【図郭割図】



注意
 ・本資料は一部簡略化(省略可等)して示しています。
 ・生産緑地地区の正確な位置については、都市計画課HP「生産緑地地区の指定について」にて必ず確認してください。

- 凡例 -

■ 該当図郭